広島市政と市民

9月3日号　No285

テレビ放送「市民とともに」

中国放送（4チャンネル）毎週日曜日の午前8時15分から午前8時30分までの15分間。
この番組に対するご意見やご感想を市役所広報課まで。

9月1日から舟入・江波・宇品地区を

新住居表示と町界町名の変更

変更後の町名	変更前の区域
舟入南一丁目	舟入川口町字九の割、字拾壱の割、字沖一の割、字三の割。舟入南町一丁目、同二丁目の各一部。
舟入南二丁目	舟入川口町字三の割、字沖四の割、字五の割の各一部。舟入川口町字九の割、舟入南町一丁目、同二丁目の各大部分。
舟入南三丁目	舟入南町三丁目、同四丁目、同五丁目の各大部分。
舟入南四丁目	舟入南町三丁目、同四丁目、同五丁目、舟入川口町字沖一の割の各一部
舟入南五丁目	舟入川口町字一の割、字沖二の割舟入南町六丁目の各一部。
舟入南六丁目	江波町の一部。 舟入南町六丁目の大部分。
江波東一丁目	江波町字一の割、字二の割、字三の割、字四の割、字五の割、字横切の各一部。江波町字横堀筋の大部分。
江波東二丁目	江波町字丸子下の一部。江波町字一の割、字二の割の各大部分。
江波本町	江波町字五の割、字丸子山、字上山の各一部。江波町字三の割、字四の割、字丸子下、字長通の各大部分。
江波南一丁目	江波町字地先、字丸子下、字二本松、字長通、字下山、江波町の各一部。江波町字宮の下の大部分。
江波南二丁目	江波町の一部。
江波南三丁目	江波町の一部。
江波栄町	江波町の一部。
江波西一丁目	江波町字五の割、字上山、江波町の各一部。江波町字横切の大部分。
江波西二丁目	江波町字五の割、字横切、字上山、江波町の各一部。
江波二本松一丁目	江波町字二本松、字長通、江波町の各一部。江波町字上山の大部分。
江波二本松二丁目	江波町字二本松、字下山の一部。
江波沖町	江波町の一部。
宇品東一丁目	宇品町字二九番町、字三二番町、字三五番町の各全部。
宇品東二丁目	宇品町字三六番町、字三十番町、字三三番町の各大部分。
宇品東三丁目	宇品町字三十番町、字三三番町、字三九番町の各一部。宇品町字大河通九丁目、字大河通十丁目の各全部。
宇品東四丁目	宇品町の一部。
宇品東五丁目	宇品町字九番町、字六番町の各大部分。宇品町字十二番町、字十五番町、字十八番町、字二一番町、字二四番町、字二七番町、字大河通一丁目、字大河通二丁目、字大河通三丁目、字大河通四丁目、字大河通五丁目、字大河通六丁目、字大河通七丁目、字大河通八丁目の各全部。
宇品東六丁目	宇品町字十七番町の大部分。宇品町字二十番町、字二三番町、字二六番町の各全部。
宇品東七丁目	宇品町字十番町、字十一番町、字十三番町、字十四番町、字十六番町の各一部。宇品町字八番町の大部分。
宇品神田一丁目	宇品町字御幸通十五丁目、字御幸通十四丁目、字御幸通十三丁目の各一部。宇品町字三四番町、字三七番町の各全部。
宇品神田二丁目	宇品町字御幸通十一丁目、字御幸通十二丁目の各一部。宇品町字二八番町、字三一番町の各全部。
宇品神田三丁目	宇品町字御幸通九丁目、字御幸通十丁目の各一部。宇品町字二二番町、字二五番町の各全部。
宇品神田四丁目	宇品町字御幸通七丁目、字御幸通八丁目の各一部。宇品町字十六番町の大部分。宇品町字十九番町の全部。
宇品神田五丁目	宇品町字御幸通二丁目、字御幸通三丁目、字御幸通四丁目、字御幸通五丁目、字御幸通六丁目、字御幸通七丁目、字十六番町の各一部。宇品町字七番町、字十番町、字十三番町の各大部分。
宇品御幸一丁目	宇品町字御幸通十四丁目、字御幸通十五丁目の各大部分。宇品町字御幸通十三丁目、字御幸通十六丁目、字御幸通十七丁目の各全部。
宇品御幸二丁目	宇品町字御幸通十一丁目、字御幸通十二丁目、字御幸通十三丁目の各大部分。
宇品御幸三丁目	宇品町字御幸通十一丁目、字御幸通十二丁目の各一部。宇品町字御幸通八丁目、字御幸通九丁目、字御幸通十丁目の各大部分。
宇品御幸四丁目	宇品町字御幸通五丁目、字御幸通六丁目、字御幸通七丁目の各大部分。
宇品御幸五丁目	宇品町字御幸通三丁目、字御幸通四丁目の各大部分。
宇品西一丁目	宇品町の一部。
宇品西二丁目	宇品町の一部。
宇品西三丁目	宇品町の一部。
宇品西四丁目	宇品町の一部。
宇品海岸一丁目	宇品町の一部。 宇品町字神保通の全部。
宇品海岸二丁目	宇品町の一部。宇品町字御幸通一丁目、字御幸通二丁目の各大部分。 宇品町字海岸通三丁目、字海岸通四丁目、字北通一丁目、字北通三丁目の各全部。
宇品海岸三丁目	宇品町字六番町、字七番町、字八番町、字九番町の各一部。宇品町字四番町の大部分。宇品町字一番町、字二番町、字三番町、字五番町、字北通四丁目、字北通五丁目、字北通六丁目、字北通七丁目、字北通八丁目、字裏通一丁目、字裏通二丁目、字裏通三丁目、字南新町一丁目、字南新町二丁目、字南新町三丁目、字海岸通五丁目、字海岸通六丁目、字海岸通七丁目の各全部。
出島一丁目	宇品町の一部。 出島町の一部。
出島二丁目	出島町の大部分。

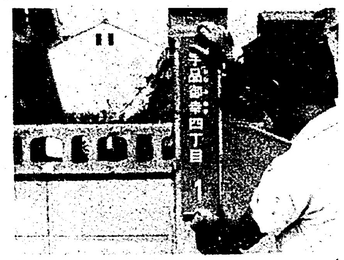

街区標示板の取付け作業をしている係員

便利で、わかりやすく

広島市では、9月1日から5次分として、舟入、江波、宇品（出島町を含む）地区の町界町名を別表のように44か町に変更し、同時に新しい住居表示を実施しました。したがって、これらの地区に住んでおられる人の住所の表わしかたは、9月1日以降は街区番号と住居番号を使って「広島市○○町○番○号」というように変わります。ただし、宇品海岸三丁目は、道路網の整備が計画されていますので、街区番号だけで表示します。

いままで、これらの地区――とくに、江波町、宇品町は、町の区域が広く、しかも地番がたいへん複雑に入り組んでいたため、市民のみなさんの日常生活はもちろん、産業活動や行政事務などを行なううえに非常に不便で非能率的になっていましたが、これからは、町の区域も整然とし、わかりやすい区画になり、街区番号と住居番号を見れば、住居の位置をたやすく確認することができ、そのほかでも、あらゆる面でたいへん便利になります

つぎに、牛田地区も9月1日から、町界町名の変更と新しい住居表示を実施する目標で準備を進めていましたが、地元住民のみなさんから、牛田地区の一部の町界町名の変更に対して異議の申し立てがあり、現在、市議会特別委員会で審議中のため、9月1日から実施することができなくなりました。

この新しい住居表示制度は、国の「住居表示制度に関する法律」にもとづいて、広島市では、昭和40年4月から、年次計画により、昭和45年度終了を目標にして、市街地全域にわたり実施する予定で作業を進めていますので、市民のみなさんの深いご理解とご協力をお願いします。

住居表示を実施している区域内で、建物を新築・改築された場合は、新しい住居番号をつけますので、必ず市役所住居表示課（電話45―2111 内線903）に届け出てください。

編集・発行／広島市市長室広報課（電話代表 45―2111）　印刷／株式会社 文化社　　発行日　昭和43年9月3日

募集・募集・募集

社会福祉センターの講座へ

料理、編物、手芸、茶道など

社会福祉センターでは、教養や知識を高め趣味や技術を伸ばすための幅広いしかも実用的ないろんな講座を開いています。お友だちやお知り合いのみなさんをおさそい合わせのうえ、どしどし申し込んでください。

申込み場所／市社会福祉センター管理事務所（千田町一丁目9―43　日赤病院裏手）

定員／30名～50名

申込み方法／申込書に定められたことがらを記入して申し込んでください。

講座にはつぎのものがあります。

▦特殊技能習得教室／対象は身体障害の人、母子家庭・低所得家庭の人。◇盲人の料理教室＝毎月5日◇洋裁教室＝毎週月曜日◇孔版教室＝毎週水曜日◇ろうあ者の料理教室＝毎週木曜日◇和文タイプ教室＝毎週金曜日◇編物教室＝毎週土曜日　時間はいずれも午後6時から午後8時まで。材料費などの実費がいります。

▦母子会婦人教室／対象は母子家庭の婦人。◇茶道（表千家）＝毎週土曜日午前10時～12時◇茶道（裏千家）＝毎週金曜日午前10時～12時◇日本舞踊（藤間流）＝毎週土曜日午後3時30分～同5時◇書道＝毎週土曜日午後3時30分～同5時　料金はいずれもいりません

▦内職講習／対象は一般家庭の婦人。◇製縫製本、製袋など＝申込み数に応じて随時開講します。

▦婦人会婦人教室／対象は一般家庭の婦人。◇孔版　華道　日本舞踊　民謡　短歌　謡曲　詩吟　書道　和裁　洋裁　造花　工芸　手芸　人形　茶道　せん茶　料理の各科目。定員は15名～30名、3か月分の会費300円～1,800円

曜日、時間とも各科目によってちがいます。

くわしいことは市社会福祉センター管理事務所（電話41―9574　43―0051　43―0056）へおたずねください。

宇品公民館の講座へ

ペン習字、謄写、家庭医学など

宇品地区公民館では、あなたの生活をより楽しく、より豊かにするための講座を10月2日から開きます。みんなで話し合い、そして考えるあなたの講座へふるってご参加ください。

科目と内容／◇ペン習字＝毎週金曜日午後6時30分～同8時30分　定員50名◇創作手芸＝毎週水曜日午後1時30分～同3時30分　定員50名◇謄写技術＝毎週土曜日午後6時30分～同8時30分　定員50名◇家庭医学＝毎週金曜日午後6時30分～同8時30分　定員50名◇話しかた＝毎週月曜日午後6時30分～同8時30分　定員50名◇子どもと親＝毎週月曜日午後1時30分～同3時30分　定員50名◇レクリエーション＝毎週水曜日午後6時30分～同8時30分定員50名◇料理A＝隔週土曜日午後1時30分～同3時30分　定員30名◇料理B＝隔週土曜日午後1時30分～同3時30分　定員30名

対象／満15歳以上で、主として宇品中学校区に住んでいる人のうち、期間中休まずに出席できる人であればだれでも参加できます。

申込み期間／9月14日（土）から9月24日（火）まで。

申込み場所／市宇品公民館（宇品町御幸町四丁目1―2）

申込み方法／往復ハガキに、受講希望科目、住所、氏名、性別、年齢、勤務先、電話番号（勤務先、自宅、呼出しのどれでもよい）を記入して申し込んでください。申込み数が定員を越えたときは抽せんで受講者を決めます

くわしいことは、市宇品公民館（宇品出張所横　電話53―2529）へおたずねください。

市役所臨時職員を

職務は照合、転記、浄書など

市役所の臨時職員を募集しています。

雇用期日と勤務時間／随時、午前8時30分から午後5時まで。

応募資格／18歳から45歳までの心身ともに健康な人。性別は問いません。

日給／650円

募集人員／約20名

職務内容／照合、転記、浄書の各事務。このほかの用務でも臨時職員（職務内容に応じて日給がちがいます）を募集しています。

応募方法／希望者は履歴書を持参のうえ、市役所人事課（国泰寺町一丁目6―34）へおいでください。

くわしいことは、市役所人事課（電話45―2111内線243・524）へお問い合わせください

競輪開催日の女子従事員を

募集人員は多数

競輪開催日の女子従事員を募集しています

応募資格／健康な女性で満50歳未満の人（珠算ができる人はとくに優遇します）

募集人員／多数

勤務日数／1か月のうち6日間

勤務時間／午前10時30分から午後5時まで。

日給／750円（皆勤手当を含む。そのほかの手当もあります）

面接日時／土・日曜日をのぞく毎日午前10時30分から午後3時まで。

面接場所／競輪競馬事務局（市内宇品町）

くわしいことは同事務局（電話51―4530）へおたずねください。

成人祭の記念品を早く受け取ってください

ことし成人になられる人を祝福し、激励するため、広島市では1月15日に成人祭を行ない、記念品を贈りましたが、当日欠席し、まだ記念品を受けとっていない人がかなりおられます。このような人にも記念品をお渡ししたいと思いますので、急いで市教育委員会社会教育課（浅野図書館2階　電話45―2111内線398）か 青少年センター（電話28―0447）まで受け取りにおいでください。

修学・住宅資金の貸付け

金額の限度を引きあげました

母子福祉貸付金制度のうち、修学資金、住宅資金の貸付け金額の限度が引きあげられました。該当者はどしどしご利用ください。

▦修学資金／◇高校は月額1,500円から3,000円に、大学・高等専門学校は月額3,000円から5,000円に、それぞれ引きあげられました。この場合の対象は、とくに、経済的に困っている所得税非課税母子世帯で、修学のための援助をすることができない家庭の子どもで、その子どもが学業成績や入学試験の成績順位が平均以上である場合に限ります。

提出書類は、①母子福祉資金貸付増額申請書②学業成績証明書③健康診断書④課税証明書の4つです。

▦住宅資金／15万円から20万円に引きあげられました。この場合の貸付けは、おおむね10平方㍍以上の建物の増改築に必要な資金を貸し付ける場合に限ります。単に補修のための貸付けの場合は、10万円を限度とします。

くわしいことは、市役所福祉事務所庶務課（電話45―2111内線310）へお問い合わせください。

昭和22年以前の郵便年金契約者に特別措置がこうぜられます

郵政省では、ことしの1月1日から、昭和22年以前にご加入になった郵便年金をお持ちの人にご便宜をはかることになり、将来の年金と分配金を繰りあげて支払うほか、特別付加金をつけるなど、加入者に有利な取り扱いをしております。この取り扱いは2年間という期限がついていますので、該当者は急いでもよりの郵便局へおたずねください。

今月の納期

固定資産税
都市計画税
（3期分）

納付期限　9月30日

広島市政と市民

特集号 No286

被爆者にあたたかい援護の手を

ことしの平和式典で「平和宣言」を読む山田市長

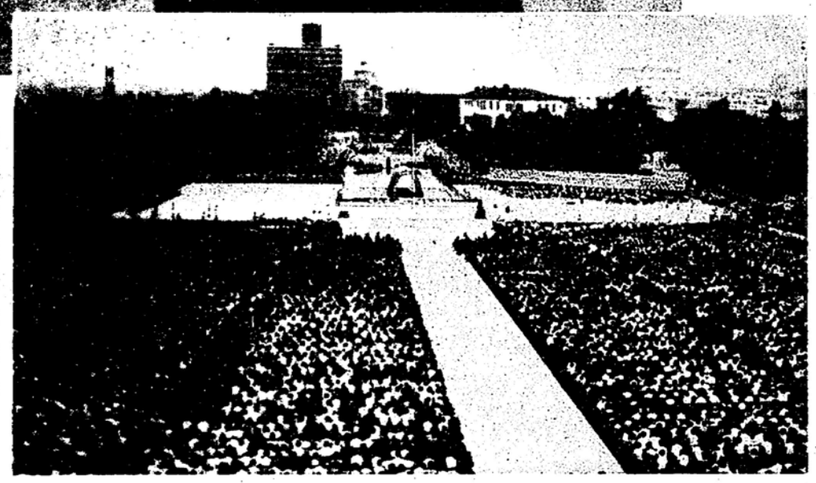

原爆死没者慰霊式と平和祈念式に集まった四万人の人々

被爆者の援護対策が一歩前進

原爆被爆者の援護対策として原爆被爆者特別措置法が、ことしの五月に制定され、九月一日から施行されました。この特別措置法の規定により、特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当の諸手当が支給されることになり、広島市では、申請受付けを九月九日から始めました。

昭和三十二年に原爆医療法が施行され、原爆被爆者に対して年二回の健康診断が行なわれるとともに、特別被爆者と認定被爆者には医療費が支給され、被爆者の健康を守り、さらには、健康の増進がはかられてきました。しかし、原爆被爆者は、被爆による障害や病気のため、身体的に、精神的に、経済的に、また、社会的に、いろんな悪い影響を受け、不安な日々を送っています。ことに、現在、原爆による病気にかかっている被爆者は、特別な支出が必要になり、それだけに生活が苦しくなっているのが実情です。

こうした被爆者の生活の安定をはかるためには、医療対策だけではもう解決できないところにきておりました。そこで、県・市や県議会・市議会、長崎県・市などの関係機関や団体がいったいになって、被爆者の生活援護対策を確立するよう、たびたび政府・国会へ陳情を続けてきました。その結果、これまでの医療対策とは別に援護対策として、原爆被爆者特別措置法がことしの五月に制定され、九月一日から施行されました。この原爆被爆者特別措置法は被爆者の援護対策としては、まだまだ不じゅうぶんなところもありますが生活援護への足がかりができ、被爆者援護対策が一歩前進したという評価をすることができます。

この特別措置法により、九月一日から、特別手当（月額一万円）、健康管理手当（月額三千円）、医療手当（月額五千円か三千円）、介護手当（三百円×介護を受けた日数）の諸手当が、所得の低い認定被爆者や特別被爆者に支給されることになりましたが、被爆者全部に支給されるものではありません。これらの支給基準と手続きなどはつぎのページのとおりです。

編集・発行／広島市市長室広報課（電話代表 45－2111）　印刷／株式会社　文化社　発行日／昭和43年9月11日

申請受付けは9月9日から

原爆センターに相談所や受付所を開設

特別手当 健康管理手当

特別手当が受けられる被爆者とその申請手続きに必要なもの

認定被爆者で、いま、被爆によって負傷しているか、病気にかかっている人のうち、所得の低い被爆者に支給されます。

申請に必要な書類

①特別手当認定申請書
②診断書（指定医療機関で証明したもの）
③住民票の写し（世帯全員のもの）
④納税証明書（本人と二十歳以上の家族全員の所得税を明らかにしたもの）か給与所得源泉徴収票
⑤ほかに、特別被爆者手帳と印鑑

被爆者に原爆応援センターの相談員が生活相談＝で

健康管理手当が受けられる被爆者と、その申請手続きに必要なもの

特別被爆者で、①貧血などの造血機能障害②肝臓炎などの肝臓機能障害③ガンなどの細胞増殖機能障害④糖尿病などの内分泌腺機能障害⑤脳卒中などの脳血管障害⑥高血圧性心臓病などの循環器機能障害⑦慢性腎炎などの腎臓機能障害――これらの障害に伴う病気にかかっている被爆者のうち、①六十五歳以上の人②身体障害者③母子世帯などの世帯主――で、所得の低い被爆者に支給されます。

この健康管理手当は、前記障害のうち、①（貧血症をのぞく）と⑥の場合は三年間毎月、そのほかの場合は一年間毎月支給されることになっています。

申請に必要な書類

①健康管理手当認定申請書
②診断書
③住民票の写し（世帯全員のもの）
④納税証明書か給与所得源泉徴収票、母子（準母子）世帯主はその身分関係を証明する謄本か抄本（戸籍記載事項証明書でもよい）
⑤ほかに、特別被爆者手帳と印鑑

被爆者の身のまわりのお世話をする家庭奉仕員

医療手当 介護手当

医療手当が受けられる被爆者とその申請手続きに必要なもの

この医療手当は、原爆医療法から被爆者特別措置法の中に組み替えられたもので、原爆医療法にもとづく認定被爆者で、指定医療機関において医療費を支給されている被爆者のうち、所得の低い人に対して支給されます。これは、入院・通院の日数により、支給される額が毎月変わります。

申請に必要な書類

①医療手当支給申請書
②認定医療証明書
③住民票の写し（世帯全員のもの）
④納税証明書か給与所得源泉徴収票
⑤ほかに、特別被爆者手帳と印鑑

現在、医療手当を受けている被爆者は、申請書（新しい用紙）と認定医療証明書だけ提出していただければいっこうです。

被爆者を受けるセンターで沈測定＝原爆センターで血

介護手当が受けられる被爆者とその申請手続きに必要なもの

特別被爆者で、精神上か身体上の障害により介護を受けている被爆者であり、介護費用を支出している人に支給されます。

申請に必要な書類

①介護手当支給申請書
②診料書
③住民票の写し
④納税証明書か給与所得源泉徴収票
⑤介護費用を支払ったことを証明する書類
⑥ほかに、特別被爆者手帳と印鑑

健康診断で血圧測定を受ける被爆者たち（上）
同じく血液検査を受ける被爆者たち（下）＝尾長小学校で

被爆者特別措置法が施行

所得制限とその証明

この被爆者特別措置法による諸手当を支給される被爆者の該当要件のひとつに所得制限があります。

この所得制限とは、手当の申請をする本人とその配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同じ事情にある人も含む）そして、民法に定める扶養義務者で、手当を受ける被爆者の生計を保っている人――これらの、それぞれの所得が、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が一万七千二百円以上である場合は支給されないことをいいます。

手当を申請するときには、東・西・南の各税務署のうち、管轄の税務署が発行する所得税額を証明した納税証明書がいります。また給与所得者は、事業所が発行する源泉徴収票（被扶養者を明記したもの）が必要です。

申請書などの書類

すでに、八月中に病院、市役所の各出張所、原爆センターなどへおいておきましたので、近くのところでもらってください。

申請書の受付け

特別手当、健康管理手当の申請受付けは、九月九日（月）から、原爆センター二階に特別受付所を設けて行ないます。受付け時間は午前九時から午後四時まで（土曜日は正午まで、日曜日は休み）です。十月一日以後は、市役所原対課で受け付けます。医療手当、介護手当の申請受付けは、毎月五日から十日までのあいだに市役所原課で受け付けます。

心電図検査を受ける被爆者＝舟入健康管理所で

編物の職業補導を受ける被爆者たち＝原爆センターで

手当の支給方法

特別手当と健康管理手当は、申請された申請書と診断書から負傷か病気の状態を見て認定し、所得制限を審査のうえ、手当を受けることができる被爆者を決めます。そして、手当の支給期間や支給金額を定めます。

手当を受けることが決まった被爆者には、手当証書を同封した支給決定通知書を送ります。該当しない被爆者には、支給できない理由を書いた通知書を送ります。

手当の支給決定通知書には、申請のときに届けていただく銀行預金開設届に記載する銀行名が記入してありますので、その銀行の窓口で受けとってください。銀行には申請のときに使う印鑑、手当証書を持って行き、手当金額と普通預金通帳を受けとってください。

二回目からは印鑑、手当証書、普通預金通帳を持って、毎月、定められた支給期間内、同じ銀行で手当を受けとってください。医療手当と介護手当は、市役所原対課で申請を受け、手当を支給します。

住民票写しの手数料免除

世帯全員の住民票の写しの交付手数料が免除になります。市役所戸籍課か地元の各出張所へ行って「被爆者特別措置法にもとづく手当の申請手続きに添付する」旨を係員へ言ってください。また、健康管理手当の申請に戸籍謄本か抄本あるいは戸籍記載事項証明書のいずれかを添付することになっていますが、戸籍記載事項証明書の交付手数料は無料になりますから戸籍課へ行ってください。

原爆被爆者対策のくわしいことは、市役所原爆被害対策課（国泰寺町二丁目六―三四 電話四五―二一一一内線三二六・三二八・八一一九）まで。

指定医療機関名（市内分）

特別手当の診断書と、医療手当の医療証明書は、つぎの指定医療機関で証明を受けてください。

健康管理手当と介護手当の診断書は、特別手帳で治療をうけている医療機関（一般の病院・医院）で証明を受けてください。

医療機関名	所在地	電話	指定診療科目
原爆病院	千田町一丁目	代表	内科・外科
		四二一二一	放射線科
日赤病院	千田町二丁目	〃	内科・外科・小児科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿科・放射線科
広大医学部付属病院	霞町	代表 五一二二一	内科・外科・小児科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿科・放射線科・精神科・神経科
県立広島病院	宇品神田一丁目	代表 五一二三一	内科・外科・眼科
市民病院	基町	代表 三一三九二	内科・小児科・眼科
天本医院	尾長町	六一二〇一	内科
浅海医院	愛宕町	六一五六七	〃
今川医院	猿屋町	三一二七七	〃
上村病院	住吉町	四一二七六	内科・放射線科
大内病院	大手町一丁目	四一六六三	内科・外科
於保医院	拝町	五一四〇三	内科
越智医院	松原町	六一七三三	〃
越智医院	己斐町	七一六五一	〃
岡本病院	八丁堀	代表 三一九六一	外科
川上病院	曙町	六一七八二	内科
河村病院	大手町一丁目	四一四六一	〃
川本医院	上天満町	三一四〇九	〃
岩崎医院	尾長町	六二一七三二	内科
広島記念病院	本川町	代表 三一二〇四	内科・外科
児玉医院	一丁目	三一二〇四	〃
児玉医院	己斐町	七一四一六	内科
西玉医院	大町	三一三三一	〃
杉本病院	三丁目	四一〇〇〇	眼科
澄川医院	横川町二丁目	三一二六八	内科
鈴木医院	東蟹屋町	六一〇六三	〃
竹内病院	宇品神田一丁目	五一三三一	外科
田坂医院	上流川町	三一〇六三	内科
高橋病院	下中町	四一九三一	内科・外科
武市病院	荒神町	六二一〇三五	外科
津田医院	己斐町	七一〇〇四	内科
築山医院	戸坂町	三一〇三七	内科
土谷病院	加古町	代表 四一九六一	内科・外科
土本医院	橋本町	三一〇〇三	〃
土谷医院	大手町一丁目	四一六六八	眼科
長崎厚生堂病院	三篠町一丁目	代表 三一三三一	内科
中山病院	段原新町	六一六九二	〃
原田病院	広瀬町	代表 三一三五一	外科
灰塚医院	基町	三一六九九	内科
福島病院	都町	代表 三一六七一	内科・外科
藤井病院	紙屋町一丁目	四一七〇三	外科
藤村医院	大洲町	六一一三三	内科
福原医院	皆実町三丁目	五一一〇九二	〃
猿楽橋医院	猿楽橋町	六一四九九	〃
町井医院	橋本町	三一〇三三	〃
水野病院	紙屋町一丁目	四一二四〇	内科・外科
基町診療所	基町	三一三三九	内科

県 受診奨励金や就職支度金の支給など
市 家庭奉仕員の派遣、葬祭料の支給など
原対協 生活相談、弔慰金の支給など

新しく行なわれる原爆被者特別措置法にもとづく援護対策のほか、これまでも原爆医療法による被爆者対策をはじめとして、県・市の独自対策、原爆障害対策協議会が行なっているいろんな事業などが実施されてきました。これらのあらましはつぎのとおりです。

▩原爆医療法による被爆者の医療対策

原爆被爆者健康手帳を交付して年二回、定期健康診断を行なっています。また、特別被爆者健康手帳を持っている被爆者の一般的な病気に対して医療費が給付され、原爆が原因で病気やケガをした被爆者に対しては、厚生大臣が認定という手続きをとって認定医療費が支給されています。

健康診断は、一般検査、精密検査、収容検査に分けて行なわれています。精密検査は一般検査の結果、さらに、精密な検査が必要な被爆者に対して行ない、収容検査は精密検査のうち、三日ていど収容して行なう検査のことです。いずれの検査も、国がその費用を負担していますので無料です。これらの検査のうち、精密検査を受けた被爆者には、バス・電車などの交通費の実費が支給されます。

▩県が行なっている被爆者の援護対策

◇健康診断受診奨励金の支給

所得が一定の額より少ない被爆者の健康診断を少しでも受けやすくするため、一年に二回を限度にして、一回三百三十円の健康診断受診奨励金を、一般検査を受診したときに支給しています。

◇就職支度金・雇用奨励金の支給

原爆症としての認定を受けた被爆者や三か月以上入院していた特別被爆者が、退院後一年以内に常用労働者として就職する場合、所得が一定の額より少ない被爆者に四万円の就職支度金を支給しています。また、この就職支度金を受けた被爆者が就職した場合、その雇用主に対して、一か月八千円以内で六か月間、雇用奨励金を支給しています。しかし、雇用主が、国・県・市町村や専売公社などの公法人の場合はのぞきます。

▩市が行なっている被爆者の援護対策

◇被爆者家庭奉仕員の派遣

身体や精神の障害のため、ひとりで日常生活を営むことがむずかしい被爆者がおられる家庭に、被爆者家庭奉仕員を派遣して、日常のお世話を行なっています。この被爆者家庭奉仕員は、現在十名で一週間のうち一回から二回ていど月曜日から金曜日まで、午前と午後に分けて四十世帯を訪問し、身のまわりのお世話をしています。

◇胎内被爆高度小頭症患者介護料の支給

原爆小頭症患者を養っておられる人に、月額五千円の介護料を支給しています。

◇認定被爆者死亡葬祭料の支給

原爆症としての認定を受けた被爆者が死亡された場合、その葬儀を行なわれる人に、二万円の葬祭料を支給しています。

▩広島原爆障害対策協議会（略称原対協）が行なっている被爆者の援護対策

◇生活相談

生活相談員三名、健康相談員一名をおき、原爆被爆者福祉センターで被爆者のいろいろな相談に応じています。

◇生活援護金の支給

長期間療養しておられる被爆者生活に困っておられる被爆者、小頭症患者を養っておられる人に、原対協会長が必要と認めた場合、一か月三千円以内で生活援護金を支給しています。

◇障害者入退院交通費の支給

原爆症として認定された被爆者が入院や退院をされる場合、一回千円以内で交通費の実費を支給しています。また、まんいち、不幸にして死亡退院される場合は、一回三千円以内の交通費（霊きゅう車運送費）を支給しています。

◇認定被爆者死亡者弔慰金の支給

原爆症として認定された被爆者が、不幸にして死亡退院される場合は、その遺族に対して五千円の弔慰金を支給しています。

◇温泉療養交通費の支給

有福と別府の温泉利用研究所で一週間以上、温泉療養される被爆者に対して、ひとり一回五百円の交通費を支給しています。

◇職業補導教材費の支給

原爆被爆者福祉センターが行なう職業補導を受けている被爆者のうち、教材費の支払いに困っている被爆者に、月額千円の教材費を支給しています。

× × ×

被爆者施設

原爆センター、温泉療養所など
検査、保養、職業補導を

原爆被爆者がご利用になる施設にはつぎのようなものがあります。

▩原爆被爆者福祉センター（略称原爆センター）

原爆センターは、昭和三十六年三月に市役所北側にできあがり、その後、四十三年三月に増築して現在にいたっています。

ここでは、被爆者の健康診断をセンター内で行なうとともに、各学区へ定期的に出張して行なっており、被爆者の病気の早期発見と健康な体を保つための役割りを果たしています。このほか、原爆センターでは、被爆者やその家族を対象にして、職業補導を行なっています。科目は編物、洋裁、手芸タイプ・孔版の各科に分かれています。入所する時期は毎年四月で毎年約百名が職業補導を終え、実技を身につけておられます。

▩舟入被爆者健康管理所

舟入健康管理所は、昭和四十一年六月に、舟入病院内へできあがりました。

これは、被爆者のうち、精密検査が必要な被爆者を、三日ていど収容していろんな検査を行なう収容検査施設です。収容定員は十六名で、一般検査の結果、さらに、この健康管理所へ収容して必要な検査を行なわなければならなくなった被爆者を対象にして検査業務を進めています。このほか、舟入神崎地区などの被爆者の一般検査や精密検査も行なっています。

（上）舟入被爆者健康管理所
（下）有福温泉療養研究所

▩原爆被爆者温泉療養研究所

被爆者の健康を守るため、ふたつの温泉利用研究所が開所され、多くの被爆者が利用されています。

◇原爆被爆者別府温泉利用研究所

所在地／大分県別府市鶴見区小倉
開所年月日／昭和三十五年二月一日
収容人員／五十二名
利用申込み先／市原爆被爆者協議会（市役所原爆被害対策課内　電話四五―二一一一内線三二七）

◇原爆被爆者有福温泉療養研究所

所在地／島根県江津市有福温泉町
開所年月日／昭和四十二年六月二十六日
収容人員／七十名
利用申込み先／原爆障害対策協議会（電話四一―〇四一四）